



令和 8 年度 外国人介護・福祉人材 確保補助金のお知らせ



中種子町では、介護・福祉人材の確保のため、介護事業所等が外国人介護人材を雇用するための経費を支援する制度を創設しました。外国人材を雇用する介護事業所等の申請をお待ちしています。

1 補助対象者

介護保険法第8条に規定する介護サービス事業所を町内に有する法人。

2 補助金の額

外国人材受入1人あたり「3 補助対象経費」の2分の1・最大25万円で、1法人あたり100万円が上限です。（千円未満切捨て）

3 補助対象経費について

人材紹介業者から外国人材の紹介を受け、技能実習生受入費用等（初期費用・入国前費用・入国後費用・実習開始後費用）又は人材紹介手数料及び支援委託手数料で、「4 補助対象となる外国人材」の雇用に係る費用のうち、町内事業所に就労するまでに生じる経費で、補助対象者が負担したものです。

※ 国や県が行う補助事業と重複している場合は、その分を除いた額を対象とします。

※ 今年度雇用を開始した外国人材分が対象となります。例えば、令和6年度から雇用のための事務作業等を開始し、その人材を令和7年度に雇用した場合、令和6年度に支出した経費を対象とすることができます。

4 補助対象となる外国人材

EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者、技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）及び在留資格「特定技能1号」を持つ外国人で、かつ本町に住所を有する方（就労時までに転入予定を含む）です。



5 申請に必要なもの

外国人材の受入完了（雇用開始）後，以下の書類等を提出してください。

- (1) 中種子町外国人介護・福祉人材確保補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業者と人材紹介業者又は外国人材を雇用する際に関与した受入れ調整機関等と交わした契約書等の写し
- (3) 受入れに要した費用の額の内訳が分かる書類（手数料積算書等）
- (4) 前号の費用を負担したことを証する書類（領収書等）
- (5) 雇用証明書（様式任意）
- (6) 補助対象となる外国人材への給与支給明細等の写し（直近の月のもの）
- (7) その他町長が必要と認める書類

6 補助金の交付時期

申請後，おおむね1か月以内に口座振込の方法で交付します。なお，提出書類の不備があった場合，交付が遅れる場合があります。

7 申請期限

令和9年3月12日（金）

8 注意事項

- (1) 補助金の交付後であっても，申請の内容に偽りやその他不正があった場合は，補助金決定の取消及び返還を求めることがあります。
- (2) 補助を受けた法人は，補助金交付対象となった外国人材が長期にわたり勤務することができるよう，資格取得支援や職場環境の改善，処遇改善等に努めるものとします。



お問合せ及びお申込み先

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地
中種子町地域福祉課介護保険係 電話：0997-27-1111(内線293)
Eメール：naka-kaigo@town.nakatane.kagoshima.jp

